

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）に係る上場制度の整備等に係る
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	3

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次 第1編～第7編 (略) 付則 (略) 別添 <u>(別添1・別添2)</u></p> <p>(コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明)</p> <p>第436条の3 上場内国会社は、<u>別添1</u>「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第419条に規定する報告書において説明するものとする。この場合において、「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、次の各号に掲げる上場内国会社の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</p> <p>第445条 上場内国会社は、上場内国株券の投資単位が50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。</p> <p>(コーポレートガバナンス・コードの尊重)</p> <p>第445条の3 上場会社は、<u>別添1</u>「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。</p> <p><u>(女性役員の選任)</u></p> <p><u>第445条の7 プライム市場の上場内国会社における女性役員の選任については、別添2「プライム市場の上場内国会社における女性役員比率に係る数値目標の設定等」で定める。</u></p> <p>(上場廃止基準) 第808条 (略)</p>	<p>目次 第1編～第7編 (略) 付則 (略) 別添</p> <p>(コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明)</p> <p>第436条の3 上場内国会社は、<u>別添</u>「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第419条に規定する報告書において説明するものとする。この場合において、「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、次の各号に掲げる上場内国会社の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</p> <p>第445条 上場内国会社は、上場内国株券の投資単位が<u>5万円以上</u>50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。</p> <p>(コーポレートガバナンス・コードの尊重)</p> <p>第445条の3 上場会社は、<u>別添</u>「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(上場廃止基準) 第808条 (略)</p>

2 上場優先株等が次の各号（上場優先株等の発行者が所定の期限の到来により当該上場優先株等の取得を行う旨又は取得を行うことができる旨の定めがある場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、第4号を除く。）のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(8) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、令和5年10月10日から施行する。

別添1 (略)

別添2

プライム市場の上場内国会社における女性役員比率に係る数値目標の設定等

1. 2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める。
2. 2030年までに、女性役員を30%以上とすることを旨とする。
3. 当取引所は、上記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。

※上記の女性役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者を含むことができる。

2 上場優先株等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(8) (略)

3 (略)

別添 (略)

(新設)

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(財務計算に関する書類)</p> <p>第209条 規程第204条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 第204条第1項第11号aに規定する書類</p> <p>法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める組織再編主体会社の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(財務計算に関する書類)</p> <p>第209条 規程第204条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 第204条第1項第11号aに規定する書類</p> <p>法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程別添1「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項(規程第436条の3に規定する同別添1の各原則を実施しない理由を含む。)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第3款 (略)</p>	<p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程別添「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項(規程第436条の3に規定する同別添の各原則を実施しない理由を含む。)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第3款 (略)</p>
<p><u>(外国株預託証券等の形式要件の取扱い)</u></p> <p><u>第227条 上場外国株預託証券等における規程第212条第1項第1号において適用する規程第211条第3号又は第5号bに規定する時価総額とは、第212条第2項各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い当該各号に定める価格に上場の時において見込まれる上場外国株預託</u></p>	<p>(新設)</p>

証券等に表示される権利に係る外国株券と権利関係が同一である外国株券の数（上場外国株預託証券等に表示される外国株券の数が1でない場合は、当該比率で調整した数とする。）を乗じて得た額（複数の種類の外国株預託証券等の新規上場申請が同時に行われた場合は、当該外国株預託証券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての外国株券（当該外国株券又は当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が、国内の金融商品取引所に上場されている又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている場合に限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

（民営化外国会社の形式要件の取扱い）

第227条の2 規程第212条第2項の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 利益の額又は売上高
 - a (略)
 - b 第226条第4項第1号において準用する第212条第4項第5号、第226条第5項第1号において準用する第212条第5項第3号から第7号までの規定は、規程第212条第2項第1号aの場合について準用する。
 - c 第226条第4項第1号において準用する第212条第4項第5号、第226条第5項第3号及び第5号並びに第226条第5項第4号において読み替えて準用する第212条第5項第4号から第6号まで及び第7号前段の規定は、規程第212条第2項第1号bの場合について準用する。
 - d 前条の規定は、上場外国株預託証券等における規程第212条第2項第1号bに規定する時価総額について準用する。

(2) ・ (3) (略)

（上場承認時の提出書類）

第238条 (略)

2・3 (略)

- 4 規程第216条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。

（民営化外国会社の形式要件の取扱い）

第227条 規程第212条第2項の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 利益の額又は売上高
 - a (略)
 - b 前条第4項第1号において準用する第212条第4項第5号、前条第5項第1号において準用する第212条第5項第3号から第7号までの規定は、規程第212条第2項第1号aの場合について準用する。
 - c 前条第4項第1号において準用する第212条第4項第5号、前条第5項第3号及び第5号並びに前条第5項第4号において読み替えて準用する第212条第5項第4号から第6号まで及び第7号前段の規定は、規程第212条第2項第1号bの場合について準用する。
(新設)

(2) ・ (3) (略)

（上場承認時の提出書類）

第238条 (略)

2・3 (略)

- 4 規程第216条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。

- (1) (略)
- (2) 規程別添1「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項（規程第436条の3に規定する同別添1の各原則を実施しない理由を含む。）
- (3)～(7) (略)

(外国会社の形式要件の取扱い)

第240条 (略)

2 第227条の規定は、外国株預託証券等における規程第218条第1号に規定する規程第217条第3号aの時価総額について準用する。

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い)

第415条 規程第419条第1項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。

- (1) (略)
- (2) 規程別添1「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項（規程第436条の3に規定する同別添1の各原則を実施しない理由を含む。）
- (3)～(7) (略)

2 (略)

(上場外国会社の上場維持基準の取扱い)

第502条 上場外国株預託証券等における規程第502条第1項第3号の規定により適用する規程501条第1項第3号dに規定する時価総額とは、上場会社の事業年度の末日以前3か月間における当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格の平均に、当該事業年度の末日における上場外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券と権利関係が同一である外国株券の数（上場外国株預託証券等に表示される外国株券の数が1でない場合は、当該比率で調整した数とする。）を乗じて得た額（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券に係る株式と権利関係が同一である外国株券が割り当て

- (1) (略)
- (2) 規程別添「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項（規程第436条の3に規定する同別添の各原則を実施しない理由を含む。）
- (3)～(7) (略)

(外国会社の形式要件の取扱い)

第240条 (略)

(新設)

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い)

第415条 規程第419条第1項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。

- (1) (略)
- (2) 規程別添「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項（規程第436条の3に規定する同別添の各原則を実施しない理由を含む。）
- (3)～(7) (略)

2 (略)

(上場外国会社の上場維持基準の取扱い)

第502条 規程第502条第1項の規定により適用する規程501条第1項第1号bの(b)、第2号bの(b)又は第3号bの(b)に規定する流通株式時価総額又は同項第3号dに規定する時価総額を、前条第2項又は第5項に規定する当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格を用いて算定することが適当でないとき当取引所が認めるときは、同項中「最終価格」とあるのは「基準値段」とする。

られるものに限る。)又は株式併合を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合による影響を考慮して最終価格及び上場外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券の数を算定するものとし、複数の種類の外国株預託証券等を上場している場合は、当該外国株預託証券等の種類ごとに算定した額を合算する。)に、当該上場会社が発行するその他のすべての外国株券(当該外国株券又は当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が、国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。)に係る時価総額の平均(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。

2 規程第502条第1項の規定により適用する規程501条第1項第1号bの(b)、第2号bの(b)若しくは第3号bの(b)に規定する流通株式時価総額又は同項第3号dに規定する時価総額を、前条第2項、第5項又は前項に規定する当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格を用いて算定することが適当でないときは、同項中「最終価格」とあるのは「基準値段」とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、規程第502条第2項第1号aに規定する流通の状況が良好であると認めるものとする。

(1) 次のa及びbに適合する場合

a (略)

b 上場時価総額(上場会社の事業年度の末日以前3か月間における当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格(最終価格を用いて算定することが適当でないときは、基準値段とする。)の平均に、当該事業年度の末日における上場株券等の数を乗じて得た額(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。)又は株式併合に相当する行為を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に相当する行為による影響を考慮して最終価格及び上場株券等の数を算定するものとし、

(新設)

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、規程第502条第2項第1号aに規定する流通の状況が良好であると認めるものとする。

(1) 次のa及びbに適合する場合

a (略)

b 時価総額(上場会社の事業年度の末日以前3か月間における当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格(最終価格を用いて算定することが適当でないときは、基準値段とする。)の平均に、当該事業年度の末日における上場株券等の数を乗じて得た額(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。)又は株式併合に相当する行為を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に相当する行為による影響を考慮して最終価格及び上場株券等の数を算定するものとし、複数の種類の株券等を上場している場合は、当

る。)をいう。以下この条において同じ。)が10億円以上であること

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 規程第502条第3項に規定する施行規則で定める期間(以下、この条において「改善期間」という。)とは、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であつて、当該期間によることが適当でないとき、当取引所がその都度定める期間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第502条第1項又は第2項の規定により適用する規程第501条第1項第1号d、第2号d又は第3号eに掲げる基準前条第7項第5号に定める期間。ただし、上場外国株預託証券等における同号a又はdに規定する平均時価総額については、第1項の規定を準用する。

7 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 (略)

2～4 (略)

5 第212条第9項及び第601条第10項第2号の規定は、規程第808条第2項第6号の場合について準用する。

6 第601条第13項の規定は、規程第808条第2項第7号の場合について準用する。

付 則

この改正規定は、令和5年10月10日から施行する。

該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。)に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。)に係る時価総額の平均(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。以下この条において同じ。)が10億円以上であること

(2) (略)

3 (略)

4 (略)

5 規程第502条第3項に規定する施行規則で定める期間(以下、この条において「改善期間」という。)とは、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であつて、当該期間によることが適当でないとき、当取引所がその都度定める期間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第502条第1項又は第2項の規定により適用する規程第501条第1項第1号d、第2号d又は第3号eに掲げる基準前条第7項第5号に定める期間

6 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 (略)

2～4 (略)

5 第212条第9項及び第601条第10項第2号の規定は、規程第808条第2項第7号の場合について準用する。

6 第601条第13項の規定は、規程第808条第2項第8号の場合について準用する。